

「人にやさしい福祉のまちづくり条例」に係る新築等の届出関係

※建築物の場合

記載例

別記様式第3号（規格A4）（第9条関係）

特定生活関連施設新築等届出書

令和元年 4月 1日

群馬県知事 あて

届出者（ 群馬太郎 ※1 ）

人にやさしい福祉のまちづくり条例第25条第1項の規定により、次のとおり届出します。

| | | | |
|----|---------------------------------|---|----|
| 1 | 届出者住所 | （ 前橋市大手町〇〇-××-〇〇 ） | ※2 |
| 2 | 施設の名称 | （ 〇×医院 ） | ※3 |
| 3 | 施設の所在地 | （ 前橋市千代田町××-〇〇-×× ） | |
| 4 | 施設の概要（該当する□にチェックを入れてください。） | | ※4 |
| | ■建築物・□公共交通機関の施設 | | |
| | a 用途 | （ 診療所 ）（ ）（ ）（ ） | |
| | b 建築面積 | （ 200.00 ）平方メートル | |
| | c 延べ面積 | （ 500.00 ）平方メートル | |
| | d 構造 | （ S造・RC造・SRC造・木造 ） | |
| | e 規模 | （ 地上 3階・地下 階 ） | |
| | □道路 | 延長（ ）メートル | |
| | □公園 | 敷地面積（ ）平方メートル | |
| | □路外駐車場 | 駐車のために供する面積（ ）平方メートル | |
| 5 | 工事に係る部分の概要（該当する□にチェックを入れてください。） | | ※5 |
| | a 用途 | （ 診療所 ）（ ）（ ）（ ） | |
| | b 工事種別 | （ ■新築又は新設 □増改築・改修等(注1) □用途の変更 ） | |
| | c 面積又は延長(注2) | （ 500.00 ）平方メートル又はメートル | |
| | d 着工及び完成予定日 | （ 着工R元年 5月 25日 / 完成R元年 11月 30日 ） | |
| 6 | 連絡先 名称 | （ △△建築士事務所 設計者；板東太郎 担当者；赤城太郎 ） | ※6 |
| | 所在地 | （ 〒371-〇〇〇〇 前橋市大手町△△-□□-◇◇ ） | |
| | 電話番号 | （ 027-◇◇◇-□□□□ ） | |
| ※ | 經由欄 | | ※7 |
| | 日付 | 年 月 日 | |
| | 番号 | 第 号 | |
| ※ | 受付欄 | | |
| | 日付 | 年 月 日 | |
| | 番号 | 第 号 | |
| 備考 | 1 | （注1）については、建築物の場合は増築・改築・移転・大規模な修繕又は模様替え、建築物以外については改修等の場合にチェックしてください。 | |
| | 2 | （注2）については、道路の場合は延長を、それ以外は延べ面積を記入してください。 | |
| | 3 | ※印欄には、記入しないでください。 | |

記載要領

- ※1 建築主の氏名または法人の名称及び代表者名を記入してください。
押印は不要です。代理申請の場合も委任状は不要です。
- ※2 建築主の住所（法人の場合は所在地）を記入してください。
- ※3 施設の名称が未定の場合は、「〇×新築工事」など工事名でも結構です。
- ※4 「a用途」は、別表第1の生活関連施設欄の右側の内訳の種別を記入してください。（例；診療所、旅館、飲食店、理髪店等。）
なお、用途の区分ごとの面積が特定生活関連施設に該当しない場合は、届出を要しません。「用途の区分」とは、別表第1の生活関連施設欄の左側の「1学校」「2医療施設」などの区分を言います。例えば「2医療施設」に該当する診療所200㎡と「6物販店」に該当する小売店200㎡を有する建物の場合は、診療所のみ届出をして頂きます。（「6物販店」は、施行規則の附則により300㎡以上が特定生活関連施設。）
同一敷地内に複数の建物がある場合の「a用途」はそれぞれの用途をすべて記入、「b建築面積」及び「c延べ面積」はその合計面積を記入、「d構造」「e規模」は延べ面積の最も大きい建物について記載してください。ただし、その中に特定生活関連施設に該当しない建物がある場合は、合計面積から除外してください。面積数値は、小数点以下2位までお願いします。
同一建物に複数の用途がある場合も同様とします。
- ※5 「a用途」は、※4と同様に記載してください。

（記載要領は、次頁にもあります。）

※6 連絡先は、原則として設計者の氏名、所在地、電話番号としてください。申請書類の内容を確認させていただくことがありますので、担当者についても記載願います。

※7 経由欄は、最初に受け付けた市や土木事務所が記入します。
受付欄は審査等を行う各保健福祉事務所等や障害政策課が記入します。

※その他

- ・ 届出書の提出部数は、1部です。
- ・ 届出書の提出は、建築確認申請と同時に提出窓口及び審査機関は下記のとおりです。
(指定確認検査機関で建築確認を行うものは、直接県障害政策課あて提出してください。)
- ・ 届出書には、「整備項目表」(チェックリスト)と「図書」(付近見取図、配置図、各階平面図)を必ず添付してください。各階平面図には、各整備項目の位置と寸法を記入してください。例；階段、廊下、便(乳幼児ベッド等の位置を含む)の位置、移動等円滑化経路の位置、移動等円滑化経路上の出入口や廊下の幅等。(この場合、整備基準の中で数値基準を定めていないものは寸法の記載は必要ありません。)
- ・ 届出内容の変更を行う場合は、あらかじめその内容を届け出なければなりません。(ただし、着工及び完成予定日の変更等条例施行規則第10条に定める軽微な変更は届出の必要はありません。また、届出先は、新築等届出書と同じです。)
- ・ 工事が完了したときは、速やかに完了届を提出してください。(届出先は、新築等届出書と同じです。また、審査機関による完了検査を行います。)

【届出窓口及び審査機関一覧】建築物

| 市町村名 | 届出窓口 | 審査機関 |
|------------------------------|------------------------------------|---|
| 前橋市 | 前橋市建築指導課 TEL ; 027-898-6753 | 伊勢崎保健福祉事務所企画福祉課総務福祉係 TEL ; 0270-25-5570 |
| 伊勢崎市 | 伊勢崎市建築指導課 TEL ; 0270-24-5111(代) | |
| 渋川市 ※1 | 渋川市建築住宅課 TEL ; 0279-22-2072 | |
| (渋川市※1)、吉岡町、榛東村 | 前橋土木事務所建築係 TEL ; 027-234-4224 | |
| 玉村町 | | |
| 高崎市 | 高崎市建築指導課 TEL ; 027-321-1271 | 富岡保健福祉事務所企画福祉課総務福祉係 TEL ; 0274-62-1541 |
| 藤岡市 ※1 | 藤岡市都市計画課 TEL ; 0274-22-1211(代) | |
| 富岡市 ※1 | 富岡市建築課 TEL ; 0274-62-1511(代) | |
| 安中市 ※1 | 安中市建築住宅課 TEL ; 027-382-1111(代) | |
| (藤岡市※1)、神流町、上野村 | 高崎土木事務所建築係 TEL ; 027-322-4186 | |
| (富岡市※1)、下仁田町、南牧村、甘楽町 | | |
| (安中市※1) | | |
| 中之条町、長野原町、東吾妻町、嬭恋村、草津町、高山村 | 中之条土木事務所建築係 TEL ; 0279-75-3047 | 吾妻保健福祉事務所企画福祉課総務福祉係 TEL ; 0279-75-3303 |
| 沼田市 ※1 | 沼田市建築住宅課 TEL ; 0278-23-2111(代) | 利根沼田保健福祉事務所企画福祉課地域福祉係 TEL ; 0278-23-2185 |
| (沼田市※1)、みなかみ町、片品村、川場村、昭和村 | 沼田土木事務所建築係 TEL ; 0278-24-5511 | |
| 桐生市 | 桐生市建築指導課 TEL ; 0277-46-1111(代) | 太田保健福祉事務所企画福祉課総務福祉係 TEL ; 0276-31-8241 |
| 太田市 | 太田市建築指導課 TEL ; 0276-47-1837 | |
| 館林市 | 館林市建築課 TEL ; 0276-72-4111(代) | |
| みどり市 ※1 | みどり市建築指導課 TEL ; 0277-76-2189 | |
| (みどり市※1)板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町 | 太田土木事務所建築係 TEL ; 0276-32-2345 | |

※1 沼田市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市及びみどり市は、建築物の一部について建築確認申請を受け付けています。条例の届出も同様です。

【問い合わせ先】 群馬県健康福祉部障害政策課社会参加推進係

TEL ; 027-226-2634 FAX ; 027-224-4776 E-mail ; shougai@pref.gunma.lg.jp

「人にやさしい福祉のまちづくりホームページ」 <http://www.pref.gunma.jp/02/d4210010.html>